▋サリーレグループ

NEWS _ETTER



2024年4月号のニュースレターをお届けします。 掲載内容に関してご不明な点等があれば、 当事務所までお問い合わせください。

MANAGEMENT SERVICE



令和6年6月から、所得税・住民税の「定額減税」が実施されます!

4月からスタート 相続不動産登記義務化

離職後に事業を開始等した方は雇用保険受給期間の特例を申請出来ます

3月分以降の協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

社会保険の適用が拡大される「従業員数50人超」とは?

キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

資金に関する経営指標 債務償還年数と借入金月商倍率

情報セキュリティ10大脅威と企業の対策

M & A 譲渡し情報

|サリーレグループ| 〒371-0801 群馬県前橋市文京町3-25-12

【サリーレ群馬税理士法人】 【サリーレ労務管理事務所】 【北関東M&Aサポート】

TEL:027-223-8160(代)/FAX:027-223-1910 TEL:027-253-7588(代)/FAX:027-253-7589

TEL: 027-260-8630 (代) /FAX: 027-223-1910

従業員の皆さまへ

― 「扶養控除等申告書」を提出済みの方へのご案内 ―

令和6年6月から、所得税・住民税の「定額減税」が実施されます!

*国税庁・定額減税特設サイト(令和6年2月16日時点)の情報を基に作成しています。

___ あなたのご家族が減税の対象になるか 確認しましょう。



次の項目の両方に がついたご家族*1が、減税の対象になります。

- □ 1年以上、日本に住んでいます。
- □ 給与年収は、103万円以下*2です。
 - ※1 あなたが扶養している家族が対象。他の人が扶養している家族は対象外。
 - ※2 給与以外の収入がある場合、収入から求めた合計所得が48万円以下。

減税の対象となる 家族の人数



2 あなたの減税額は?



減税の対象となる家族の人数に1(あなたの分)を足した人数から減税額を計算します。

■所得税 3万円 × A = 減税額 万円

■住民税 1万円 × (♣+1) 人 = 減税額 万円

重要!



通常の年末調整では申告が必要ない配偶者も、定額減税の対象となる場合があります。減税額を正確に計算するため、今年の年末調整では定額減税の対象者を申告してもらうことになります。なお、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することで、6月から減税を受けることもできます。

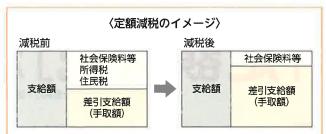
〈お知らせ〉

3 減税方法は?



給与や賞与は、社会保険料や税金が差し引かれた金額が支給されています。今回の定額減税では、 税金(所得税、住民税)が差し引かれなくなり、その分手取り額が増えます。

所得税と住民税とでは、減税方法と減税時期が 異なります。



■所得税

- ・令和6年6月1日から、減税額に達するまで給与・賞与から所得税が差し引かれなくなります。
- ・ 令和6年分年末調整までに減税額に達しなかった分は、令和6年分年末調整の際に減税されます。 (年末調整でも減税しきれなかった分は、令和7年に給付措置が行われる見込みです)

■住民税

- ・令和6年6月分:0円です。
- ・令和6年7月分~翌年5月分: [(年間の住民税額-減税額)÷11か月] で計算した金額になります。 (住民税をいつの給与から差し引くかは会社によって異なります。そのため、住民税の減税時期も会社によって異なる こととなります)
- 注意! ①令和6年分の合計所得金額が1,805万円 (給与所得のみの場合、年収2,000万円) を超える人は、所得税の 定額減税の対象外ですが、法律上、令和6年6月の給与・賞与の所得税からの減税は実施する必要があり、年 末調整または確定申告で精算することになります。
 - ②令和5年分の合計所得金額が1,805万円(給与所得のみの場合、年収2,000万円)を超えている人は、住民税の定額減税の対象外となります。

Q & A

- ◎1 令和6年6月以降に、子どもが生まれた場合は どうなりますか?
- A1 減税額は変更せずに順次控 除を行い、 年末調整で精算 します。



- Q3 令和6年6月2日以後に入社しました。減税は 受けられますか?
- A3 給与等支払時の減税は行わず、年末調整時に精算することとなります。



- Q2 令和6年1月1日以後に扶養親族が亡くなった 場合はどうなりますか?
- A2 亡くなられた日が令和6年6月1日以前・以後 いずれの場合でも、亡くなられた日の時点で 扶養親族であると判定されれば、定額減税の 対象となります。
- 9年定年を迎えます。退職金の取扱いはどうな りますか?
- A4 退職金は減税対象の要件となる合計所得金額に含まれますが、所得税の定額減税の対象とするには確定申告が必要です。住民税の定額減税の控除対象とはなりません。

●5 年末調整で住宅ローン控除を受けますが、定額減税額への影響はありますか?

A5 年末調整をする場合、住宅ローン控除後の所得税額を限度に、定額減税分を控除します。 控除しきれなかった分は給付措置が行われる見込みです。



4月からスタ 4月から、相続不動産を3年以内に登記する ことが義務化される。意れば過料に処されると <mark>いうルールなので、</mark>「どうせ、たいした罰則で はないだろう」などと、軽く考えない方がいい。 相続の際に遺族が登記手続きをせず、登記簿を 見ても誰が持ち主なのか確認できない「所有者 不明上地」が増えているため、2001年4月 に不動産登記法と民法が改正され、相続手続き をしていない不動産は漏れなく登記義務化の対 象となった。改正法では施行日を3年後に設定。

つまり、この4月からスタートとなる。保有す

る不動産の洗い出し、相続人の特定、遺産分割

協議、必要書類の入手などなど、やることは山

(の恒につうく)

ほどある。

大計百年

る国稅には滅する必要があは、申告・納稅「利理士先生」

る国民には威 法強いが、自治体が税額を 決定・通知してくる賦課税 方式の地方税には関心が薄 い」とは、納税者からよく間 く言葉。だが、「森林環境税」 という国税にはなじみが薄 いのではないか▼2024 年度から国内に住所のある 個人に対して課倪される国 税で、I人年額1000円が 徴収される。課税対象となる 納倪者を仮にら200万人 とすると、その税収は年間ら 20億円に上る▼だが、こ れを徴収するのは国ではな く市町村。個人住民稅均等 割と併せて徴収し、その兇収 の全額が「森林環境譲与税」 として国から都道府県・市 町村へ譲与される。なんだ かお得意の、キックバック みたいな仕組みだ▼森林環 境譲与税は9年度からすで に前倒しで自治体への交付 が開始されている。税収ゼ ロの段階で、別の財源を充 ててまで国庫から交付金を 先行配分していたのだから、 国としてはできるだけ「取 りっぱぐれのない方法一で 税金を集めたかったのだろ う▼しかし、未活用額は4 年間で450億円に上る。 加えて、神奈川県や大阪府 自の「森林税」などを設けて いるため、納税者は同一目 **約の地方脱と国税を三重負** 担することとなる。税理士 のあずかり知らぬところで 集められ、使われる税金とは、 おおむないくなものだ。

2022 (令和4) 年7月1日から

離職後に事業を開始等した方は 雇用保険受給期間の特例を申請できます

事業開始等による受給期間の特例とは…

雇用保険の基本手当の受給期間は、原則、離職日の翌日から1年以内となっています。2022年7月1日から、事業を開始等した方が事業を行っている期間等は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設しました。これによって仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になります。

特例申請の要件

<次の①~⑤の全てを満たす事業であること>

- ① 事業の実施期間が30日以上であること。
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
 - ※次のいずれかの場合は、④に該当します。
 - ・雇用保険被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険適用事業の事業主となること。
 - ・登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料で、事業の開始、事業内容と事業所 の実在が確認できること。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。
 - ※離職日以前に当該事業を開始し、離職日の翌日以後に当該事業に専念する場合を含みます。

特例申請の手続き

対象者	離職日の ・事業を開始した方 ・事業に専念し始めた方 翌日以後に ・事業の準備に専念し始めた方
申請期間	・事業を開始した日 ・事業に専念し始めた日 ・事業の準備に専念し始めた日 ※ ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) →
提出方法	本人来所または郵送 ※代理の方の場合は、委任状が必要です。
提出先	住居所を管轄するハローワーク (受給資格決定 をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

提出書類

- ① 受給期間延長等申請書
- ② 次のいずれか一方

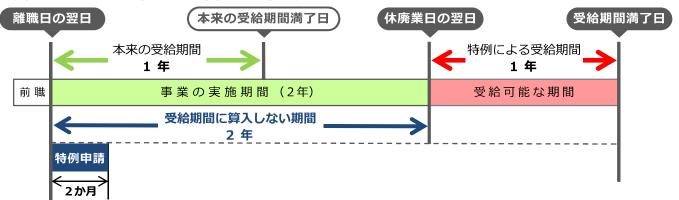
受給資格の決定を 受けていない場合	離職票 – 2
受給資格の決定を 受けている場合	受給資格者証

③ 事業を開始等した事実と開始日を確認できる 書類

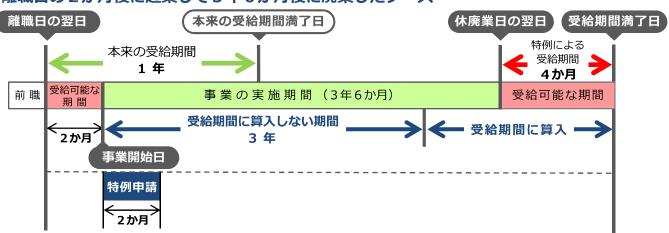
事業を開始した場合	・登記事項証明書
または	・開業届の写し
事業に専念し始めた場合	・事業許可証 等
事業の準備に 専念し始めた場合	・金融機関との金銭消費 貸借契約書の写し ・事務所貸借のための 賃貸借契約書の写し 等

特例の適用例

1 離職日の翌日に起業して2年後に廃業したケース



2 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



3 受給期間が残り30日未満の日数で起業したケース



留意事項

この特例の対象は、2022年7月1日以降に「事業を開始した場合」「事業に専念し始めた場合」「事業の準備に専念し始めた場合」のいずれかです。

以下のような場合にはご留意ください。

2022年6月30日以前に事業を開始	2022年7月1日以降に事業に専念	特例の対象
	2022年7月1日以降に事業を開始	特例の対象
2022年6月30日以前に 事業の準備に専念	事業を開始しなかった	特例の対象外
3 SK45 T VIBILE (3) d.	2022年6月30日以前に事業を開始し専念	14717077313871

延長等申請書は、教育訓練給付適用対象期間延長申請と高年齢雇用継続給付延長申請ができる一体の様式になっていますが、 この2つの申請は、雇用保険受給期間の特例の対象ではありません。

詳しくは最寄りのハローワークへお尋ねください。

3月分以降の協会けんぽの 健康保険料率·介護保険料率

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分(4月納 付分)から見直しが行われています。今回は2024年度の各都道府県の保険料率についてお伝え します。

2024年度の健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、各都道府県支部 別に設定されますが、2024年3月分から適用 される健康保険料率は下表のとおりとなりまし た。

47 都道府県のうち、前年度より健康保険料 率が引上げとなったのが24、引下げとなったの が22、変更なしが1でした。そして、もっとも高 い保険料率は佐賀県の10.42%、もっとも低い 保険料率は新潟県の9.35%となっており、佐賀 県と新潟県の保険料率の開きは大きなものに なっています。

引下げとなった介護保険料率

介護保険料率は単年度で収支が均衡するよ う毎年見直しが行われますが、2024年3月分 からは、1.82%から1.60%への引下げとなりま した。

保険料率変更における注意点

健康保険料率および介護保険料率は3月分 から変更になるため、3月に賞与を支給する会社 では、賞与にかかる保険料から新しい保険料率 で計算して賞与からの控除が必要となります。

表 2024年3月分からの健康保険料率(各都道府県支部別)

↑:引上げ →:変更なし ↓:引下げ

支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化	支部	保険料率	変化
北海道	10.21%	+	東京都	9.98%	+	滋賀県	9.89%	1	香川県	10.33%	1
青森県	9.49%	+	神奈川県	10.02%	→	京都府	10.13%	1	愛媛県	10.03%	1
岩手県	9.63%	+	新潟県	9.35%	1	大阪府	10.34%	1	高知県	9.89%	+
宮城県	10.01%	+	富山県	9.62%	1	兵庫県	10.18%	1	福岡県	10.35%	+
秋田県	9.85%	+	石川県	9.94%	1	奈良県	10.22%	1	佐賀県	10.42%	↓
山形県	9.84%	+	福井県	10.07%	1	和歌山県	10.00%	1	長崎県	10.17%	+
福島県	9.59%	1	山梨県	9.94%	1	鳥取県	9.68%	1	熊本県	10.30%	↓ ·
茨城県	9.66%	+	長野県	9.55%	1	島根県	9.92%	Ţ	大分県	10.25%	1
栃木県	9.79%	+	岐阜県	9.91%	1	岡山県	10.02%	†	宮崎県	9.85%	1
群馬県	9.81%	1	静岡県	9.85%	1	広島県	9.95%	1	鹿児島県	10.13%	+
埼玉県	9.78%	+	愛知県	10.02%	1	山口県	10.02%	1	沖縄県	9.52%	↓ ·
千葉県	9.77%	1	三重県	9.94%	1	徳島県	10.19%	†			

社会保険の適用が拡大される「従業員数50人超」とは?

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、 社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で分かりやすくお伝えします。



社労士

今年10月からさらなる社会保険の適用拡大が行われ、従業員数51人以上100人以下の企業についても、週所定労働時間が20時間以上といった要件を満たしたパートタイマー等がいる場合、そのパートタイマー等も社会保険に加入することになります。



総務部長

当社も従業員数51人以上に該当するかどうかという状況ですが、2024年10月1日時点 の従業員数で考えればよいのでしょうか?



過去1年間の厚生年金保険の被保険者数で判断します。2024年10月1日の「点」で見るのではなく、直近12ヶ月間に、厚生年金保険の被保険者数が50人を超えた月が6ヶ月以上あると「常時50人を超える」と判断され、原則として特定適用事業所となります。ちなみに、法人の事業所では、同一の法人番号であるすべての適用事業所の被保険者数で判断され、個人の事業所では各々の適用事業所ごとの被保険者数で判断されます。



ということは、2024年10月の適用拡大の判断には、2023年10月以降の被保険者数が関係してくるということですね。



はい、その通りです。具体的には、2023年10月から2024年8月までに6ヶ月以上、50人を超えた月があるときには、2024年10月上旬に「特定適用事業所該当通知書」が届くことになっています。



通知書が届いてから慌てないように準備を進めておく必要がありますね。



対象となる事業所では、社会保険の加入対象となるパートタイマー等への説明が必要になるので、早めに認識しておきたいところです。そして、2024年10月以降も、同じ要領で特定適用事業所に該当するか否かの判断が行われます。



2024年10月時点では該当しなくても、従業員数が増えてくれば、当然、該当するかもしれないということですね。



はい。50人超のカウントの対象は、厚生年金保険の被保険者です。社会保険に加入していても、70歳以上の人は、厚生年金保険には加入しないため、このような人を除いた数を確認することになります。



「従業員数」とわかりやすく表現されていますが、しっかりと理解しておく必要がありますね。 -------

そうですね。特に従業員数が50人前後の企業は注意しておく必要があります。

ONE POINT

- ①直近12ヶ月間に、50人を超えた月が6ヶ月以上となるときに、社会保険の特定適用事業所となる。
- ② 50人超のカウントは厚生年金保険に加入している被保険者数を用いる。

事業主の皆様へ

年収の壁対策として 労働者1人につき最大50万円助成します!

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の

人手不足の解消へ!



2023(令和5)年10月から、キャリアアップ助成金に 「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました!

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要件	1 人 当 た り 助 成 額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 <mark>20万円</mark> (淮)
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3 年目以降、③の取組	2年目 <mark>20万円</mark> (淮)
③ 賃金の 18%以上を増額	^{3年目} 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請(1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう 手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として 社会保険料の算定対象としません。

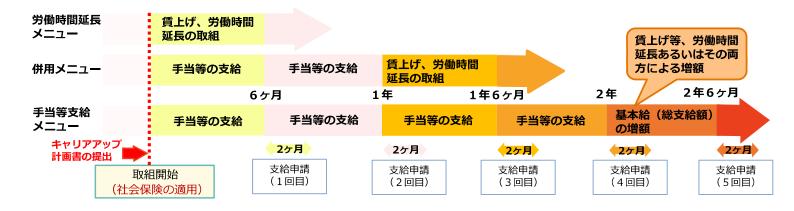
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間 の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	_	
3時間以上 4時間未満	5 %以上	2055
2時間以上 3時間未満	10%以上	30万円
1 時間以上 2時間未満	15%以上	

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ (2)4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
- ※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、 2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。
 - (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたい だ助成を受けることができます。)
- ※ 本助成金については、2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう!

※ キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)



令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。

このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

- 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小 企業事業主(※1)であること。
- 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就 業規則等を整備していること。
- 3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から ③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者		
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下		
サービス業 (※2)	5,000万円以下	100人以下		
卸売業	1 億円以下	100人以下		
その他の業種	3 億円以下	300人以下		

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主 に該当します。

助成対象となる取組 ~いずれか1つ以上を実施~

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・ 更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの 導入・更新(※4)
- (※3)研修には、勤務間インターバル制度に関する もの及び業務研修も含みます。
- (※4)原則として、パソコン、タブレット、スマート フォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、 達成を目指して取組を実施してください。

- 1 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80 時間以下に設定
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。 ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、
- ③ 時間単位の年次有結体戦制度を新たに導入し、から、 交付要綱で規定する特別休暇(病気休暇、教育訓練 休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入 すること。

上記の成果目標に加えて、<u>指定する労働者の時間当</u>たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上 げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象 となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。 【助成額最大730万円】

机成倒取人/30万円

助成

額

以下のいずれか低い額
I 以下1~3の上限額及び4の加算額の合計額

■ 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)

(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

	事業実施前の	D設定時間数
事業実施後に設定する時間外労働と休日 労働の合計時間数	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時間数を月80時間を超 えて設定している事業場	現に有効な36協定に おいて、時間外労働 と休日労働の合計時 間数を月60時間を超 えて設定している事 業場
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労 働の合計時間数を月 60時間を超え、月80 時間以下に設定	100万円	8 -

2. 成果目標②の上限額: 25万円 3. 成果目標③の上限額: 25万円

4. 賃金引上げの達成時の加算額 (常時使用する労働者数が30人以下の場合)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人	引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)	3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)	5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

資金に関する経営指標 債務償還年数と借入金月商倍率

ここでは、経営者として知っておきたい資金に関する経営指標として、債務償還年数と借入金月 商倍率をご紹介します。

債務償還年数

中小企業において、自己資本に依存した資金 調達には限界があります。企業を発展させるためには、借入金を上手に活用して先行投資を行うことが必要です。とはいえ、借入金に依存しすぎると、経営リスクは極めて大きくなります。

企業がキャッシュフロー(経常利益ー法人税等+減価償却費)で、現在の借入金を何年で返済することができるかを見る指標として、「債務償還年数」があります。算出式は次のとおりです。

債務償還年数

=有利子負債*÷(経常利益-法人税等 +減価償却費)(年)

債務償還年数の目安は10年以内が望ましいといわれ、金融機関が融資先企業を格付けする際の重要な指標として位置づけています。

債務償還年数の値が大きい場合、在庫や遊 休資産を圧縮して借入金の返済を進めるとと もに、資金不足を起こさないために借入金の借 り換え等を検討すべきでしょう。

借入金月商倍率

借入金が事業規模に比べて多すぎないかを

判断する指標として、「借入金月商倍率」があります。算出式は次のとおりです。

借入金月商倍率

= (有利子負債*+割引手形)÷ (売上高 ÷12)(倍)

この値が小さければ、それだけ経営安全性は高く、借入に頼らない健全な経営をしているといえます。逆に、この値が大きければ、事業規模に比べて借入金が過大であるといえます。金融機関では、この指標を融資先企業への貸付限度額を決定する際の主要な指標と位置づけています。

借入金月商倍率の適正値は、業種・業態によって多少のバラツキがありますが、おおよその目安として、以下の考え方があります。

- ●3倍以内は安全
- ●3倍超~6倍以内は要注意
- ●6倍超は危険

借入金のある企業は、ぜひ自社の債務償還 年数や借入金月商倍率がどの程度なのか、確認 してはいかがでしょうか。

※有利子負債とは、短期借入金+長期借入金+社債で算出され、企業が利子をつけて返済しなければならない負債のことをいいます。

情報セキュリティ10 大脅威と企業の対策

今年1月に情報処理推進機構が「情報セキュリティ10大脅威2024」**¹を発表しました。ここではその結果と、企業が行っているセキュリティ侵害などへの対応状況をみていきます。

2023年の10大脅威は

上記発表による、2023年に発生した組織向けの情報セキュリティ10大脅威は表1のとおりです。

【表1】組織向けの情報セキュリティ10大脅威

	Example of the life of the lif
順位	脅威
1	ランサムウェアによる被害
2	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3	内部不正による情報漏えい等の被害
4	標的型攻撃による機密情報の窃取
5	修正プログラムの公開前を狙う攻撃(ゼロデイ攻撃)
6	不注意による情報漏えい等の被害
7	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
8	ビジネスメール詐欺による金銭被害
9	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
10	犯罪のビジネス化 (アンダーグラウンドサービス)

独立行政法人情報処理推進機構 「情報セキュリティ10 大脅威2024」より作成

1位はランサムウェアによる被害、2位はサプライチェーンの弱点を悪用した攻撃、となりました。これは前年と同じ結果です。なお、6位の不注意による情報漏えい等の被害は、前年の9位から上昇しています。

企業の被害と対応状況

総務省の調査結果*2 によると、インターネット利用企業における過去1年間に発生したセキュリティ侵害で、何らかの被害を受けた割合は62.0%でした。

被害内容では、標的型メールが送られてきたが44.1%、ウイルスを発見または感染が32.4%と高い状況です。

次にデータセキュリティやウイルスへの企業の対応状況をみると、97.8%が対応していると回答しています。また、対応状況として実施されている割合の高いものをまとめると、表2のとおりです。

【表2】データセキュリティやウイルスへの対応状況

対応	割合 (%)
端末にウイルス対策プログラムを導入	83.8
サーバにウイルス対策プログラムを導入	57.4
ID、パスワードによるアクセス制御	56.8
ファイアウォールの設置・導入	51.5
社員教育	48.5
OSへのセキュリティパッチの導入	42.0
セキュリティポリシーの策定	40.4

総務省「令和4年通信利用動向調査(企業編)」より作成

パソコンなどの端末にウイルス対策プログラムを導入する企業が80%を超えました。サーバにウイルス対策プログラムを導入、ID、パスワードによるアクセス制御、ファイアウォールの設置・導入も50%を超えています。

セキュリティ侵害等による被害は、企業経営のさまざまな面で大きな影響を及ぼします。自社の情報セキュリティ体制について、対応ができているかどうか、今一度見直してみてはいかがでしょうか。

※1 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティ 10 大脅威 2024」

2024年1月に発表されました。詳細は次の URL のページから確認いただけます。https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2024.html ※2 総務省 「令和 4 年通信利用動向調査 (企業編)」

2023 年 5 月に発表された 2022 年 8 月末時点の調査結果です。詳細は次の URL のページの調査の結果、報告書及び統計表一覧、企業編から確認いただけます。https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics/5.html

M & A 譲 渡 し 情 報



業種	所在地	売上高	譲渡希望額
NEW メッキ・研磨・塗装業	関東地方	5億円~10億円	応相談
土木・舗装工事業	関東地方	1億円~2億円	応相談
建築塗装業	関東地方	5,000万円~1億円	応相談
ビルメンテナンス	関東地方	1億円~2億円	応相談
調剤薬局・ドラッグストア	関東地方	5,000万円~1億円	応相談
とび・土木工事業	関東地方	1億円~2億円	応相談
一般貨物自動車運送事業	群馬県	5,000万円~1億円	応相談
法人向けソフトウェア自社開発	関東地方	3億円~5億円	応相談
切削加工・金属加工設計	関東地方	2億円~3億円	6,500万円